

大学院教育学研究科(修士課程)に出願された方へ

教員職員免許状について

平成21年度学生募集要項P.71において、「1種免許状取得者または所要資格を有している方が、教育学研究科において教育職員免許法に定める所定の単位を修得すれば、専修免許状（各専攻ごとに免許状の種類・教科を一覧にしています）を取得することができます。」と記載していますが、文部科学省による解釈変更がなされ、「教育職員免許法別表第3（上級免）または別表第4（他教科免）または別表第8など教育職員検定により1種免許状を取得した場合（別表第1または別表第2または別表第2の2によらずに1種免許状を取得した場合）には、この所定の単位を修得しても専修免許状を取得することができなくなりますので、ご注意をお願いします（参考：出身大学からの一括申請により、学部卒業と同時に1種免許状を取得した場合には、別表第1または別表第2または別表第2の2によることになり、従来どおり専修免許状の取得は可能です）。

なお、本件の解釈変更については、平成21年度から大学院に入学する方からの適用となりますので、申し添えます。

また、1種免許状における教育職員免許法の適用別表については、お手持ちの当該免許状の備考欄などで確認していただくことが可能です。

この他、ご不明な点などは、教務課大学院教務係（電話0566-26-2697）へ問い合わせをお願いします。